

災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、令和3年3月12日付けで尼崎市と大垣市（以下「協定都市」という。）との間で締結した災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(救援物資等の経費の負担等)

第2条 協定第1条第1号から第3号までに掲げる応援業務に要する経費のうち、次に掲げる経費は、応援を要請した都市（以下「応援要請都市」という。）の負担とする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号の業務に要する経費 購入費及び輸送費
- (2) 協定第1条第3号の業務に要する経費 借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(応援職員の派遣等に要する経費の負担)

第3条 協定第1条第4号に掲げる応援業務（以下「応援業務」という。）に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援業務に従事した職員（以下「応援職員」という。）について応援都市の職員に関する法令の規定により算定した旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。
 - (3) 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が負担するものとする。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、応援要請都市と応援都市との間で協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。

(経費の請求)

第4条 前2条に定める経費の請求は、応援都市の市長名による請求書（関係書類添付）により、連絡担当部局を経由して応援要請都市の市長に対して行うものとする。

(自主応援活動に要する経費の負担及び請求)

第5条 自主応援活動に要する経費の負担及び請求については、第2条から前条までの規定を準用する。

(連絡担当部局)

第6条 協定第5条の規定により、協定都市は、相互応援のための連絡担当部局の課名、担当責任者及び同代理者の職氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(その他)

第7条 この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定都市が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、両市の長が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年3月12日

尼崎市長

稻村 和美



大垣市長

久 一

